

紋別市子ども・子育て会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び紋別市子ども・子育て会議条例（平成25年9月30日条例第38号。以下「条例」という。）に基づき設置される紋別市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（代理人の出席等）

第2条 会長は、子育て会議の委員が会議に出席できない場合であって、委員から申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 前項の規定により出席を認められた代理人は、会議に出席し、発言することができる。

（会議の公開等）

第3条 会議は、公開とする。ただし、会長は、公開とすることにより公平かつ円滑な審議等に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずること等必要な措置をとることができる。

（会議録）

第4条 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1） 会議の日時及び場所
- （2） 出席した委員等又は代理人の氏名
- （3） 議事の経過
- （4） その他必要な事項

2 会議録は、発言者の氏名等は記録せず、発言内容を要約した会議概要として調整するものとする。

3 会議録及び配布資料は、公開とする。ただし、会長は、公開とすることにより公平かつ円滑な審議等に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議録

及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(準用)

第5条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成26年 月 日から施行する。